

**令和 7 年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. プロポーザルの趣旨

仙台空港周辺地域活性化施設（以下「本施設」という。）は、本市と宮城県における「仙台空港の運用 24 時間化に関する覚書」に基づき、仙台空港を活かした空港周辺地域の賑わいや、東北の玄関口として新たな魅力を創出するために整備するものである。

本プロポーザルは、本施設の運営事業者等の公募へ向けた基本計画が魅力的かつ実現性の高いものとなるよう広く提案を募るものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業基本計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌平日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(4) 提案上限額

9, 548, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加希望者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7・8 年度岩沼市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 宮城県内に本社又は支社・支店・営業所・事務所を有する法人であること。
- (3) 過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）において、同種業務を元請けとして受注し、完了した実績を有すること。

※同種業務とは、地域振興施設（道の駅、観光拠点、物産販売・飲食施設、温泉施設など）に関する計画の策定業務をいう。

- (4) 参加希望者は管理技術者に一級建築士又は技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画））の資格を有し、3(3)の業務

に携わった実績を有する者を配置できること。

- (5) 参加希望者は、本業務に関し、分担して業務を実施する場合における協力事業者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する企業等は本プロポーザルの応募者となることができない。
- (6) 本プロポーザルへの参加申し込み時点で、国税の滞納がないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しないこと。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出締切日前6カ月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに岩沼市暴力団排除条例（平成24年12月17日条例第24号）に規定する密接関係者でないこと。

4. 実施スケジュール

期日等	内容
令和7年7月11日（金）	実施要領等の公告
令和7年7月24日（木）午後5時	質問書提出期限
令和7年7月28日（月）午後5時	質問書への回答
令和7年8月7日（木）午後5時	参加申込書類等の提出期限
令和7年8月15日（金）午後5時	企画提案書等の提出期限
令和7年8月25日（月）頃	第一次審査（書類審査）の結果通知
令和7年9月1日（月）	第二次審査（プレゼンテーション）
令和7年9月5日（金）頃	優先交渉権者の選定結果通知
令和7年9月中旬以降	契約交渉期間及び契約

※都合により日程が変更となる場合は、市ホームページ等で周知する。

5. 参加申し込み

参加希望者は、企画提案の前に予め参加申し込みを行うものとする。なお、公募型プ

ロポーザル参加申込書(様式第1号)により参加資格を有することを誓約することとし、資格審査の結果通知は省略するものとする。

(1) 提出物

- ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

(2) 提出方法

提出物は提出先まで提出期限までに持参又は郵送(提出期限必着)するとともに、提出先メールアドレス宛に提出期間内にデータを送付すること。

(3) 提出期限

令和7年8月7日(木)午後5時 まで
(持参による受付は、平日午前8時30分から午後5時まで)

(4) 提出先

〒989-2480
宮城県岩沼市桜一丁目6番20号
岩沼市政策部都市政策課空港共生係(岩沼市役所4階)
電話番号(直通): 0223-23-0643
メールアドレス: t-kyosei@city.iwanuma.miyagi.jp

(5) 提出物の必要部数等

正本: 1部、副本: 6部
※③のみ原本1部を提出すること。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ① 業務実績書(様式第3号)
 - ・過去10年間(平成27年度から令和6年度まで)における同種又は類似業務の受注実績を1件以上記載し、最大5件まで記載可とする。
 - ・記載した実績を証明する資料(テクリス、契約書の写し等)を提出すること。
- ② 業務実施体制(様式第4号)
- ③ 予定技術者実績書(様式第5号)
 - ・様式は、技術者1人につき1枚作成すること。

- ・保有資格については、保有を証明できる書面の写しを添付すること。

④ 企画提案書（任意様式）

- ・様式規格はA 4 判で片面10枚まで（表紙を除く）とする。A 3 判を使用する場合は横折込みとし、1枚につきA 4 判2ページと換算する。
- ・実施方針（本業務に関する考え方、実施内容、業務フロー等）を含めること。
- ・内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、基本的な考え方や実施内容等を含め、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。

⑤ 業務工程表（様式第6号）

- ・A 3 判1枚（横折込み）とする。
- ・仕様書に定める業務内容及び付随する打合せ等について、具体的なスケジュールを記載すること。

⑥ 見積書（様式第7号）

- ・別紙として、積算根拠を明らかにした内訳書（任意様式）を提出すること。
- ・消費税及び地方消費税の税率は、10%として見積もること。

(2) 提出方法

提出物は提出先まで提出期限までに持参又は郵送（提出期限必着）すること。

(3) 提出期限

令和7年8月15日（金）午後5時 まで

（持参による受付は、平日午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出先

〒989-2480

宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

岩沼市政策部都市政策課空港共生係（岩沼市役所4階）

電話番号（直通）：0223-23-0643

メールアドレス：t-kyosei@city.iwanuma.miyagi.jp

(5) 提出物の必要部数等

正本：1部、副本：6部

※6(1)①から⑥までを番号順に並べ、ホチキス止めするなど書類が分散しないよう提出すること。

(6) 留意事項

- ① 参加希望者1法人につき、提案は1件とする。
- ② 提出された書類は返却しない。

- ③ 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- ④ 提出された企画提案書は、審査及び説明することを目的に、写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、情報公開請求があった場合に、岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、個人情報及び当該公募提案者等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある情報を除き、開示するものとする。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務に関して疑義がある場合は、質問書（様式第8号）により電子メールにて問い合わせること。

- ① 受付期限：令和7年7月24日（木）午後5時まで
- ② メールアドレス：t-kyosei@city.iwanuma.miyagi.jp
- ③ 受付窓口：政策部都市政策課空港共生係

(2) 回答方法

令和7年7月28日（月）午後5時までに、市ホームページに掲載する。

8. 審査方法及び評価基準

本プロポーザルの審査は、本実施要領に基づき、仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業基本計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を選定する。

第一次審査は書類審査とし、参加希望者が4人以上のときは第二次審査に進出する3者を選定する。ただし、参加希望者が3人以下のときは、全参加希望者を第二次審査に進出させる。

第二次審査はプレゼンテーションによる審査とする。第一次審査での評価点は審査に含まず、再度、評価基準表に基づき採点を行った上で順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者とする。

(1) 第一次審査

審査委員会は、提出された企画提案書等の内容について、第一次審査を行い、上位3者を選定する（参加希望者が3人以下のときは、全参加希望者を選定する）。

選定結果通知は、令和7年8月25日（月）頃に参加申込書に記載された担当者

の電子メールアドレス宛に通知する。

(2) 第二次審査

企画提案書等をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの持ち時間は25分以内（企画提案：15分、質疑応答：10分）とする。開始時間等は、令和7年8月25日（月）頃に参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス宛に通知する。

説明は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない。なお、審査の順番は、企画提案書等の提出が早い順から先に行うものとする。

実施日：令和7年9月1日（月）

場 所：岩沼市役所6階 研修室

貸出機器：大型モニター、HDMI ケーブル

（PC等のその他器機は参加希望者が持参すること）

参加人数：3人程度（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい）

(3) 評価項目

定量的評価	主な評価基準	配点
業務実績	本業務と同種・類似事業の受注実績があるか。	5
実施体制	円滑に業務遂行が可能な人員体制となっているか。	10
管理技術者の評価	業務実績、経験年数、保有資格など。	20
担当技術者の評価	業務実績、繁忙度など。	10
価格点	妥当性のある価格、積算内訳となっているか。	10
小計		55

定性的評価	主な評価基準	配点
工程計画	効率的なプロジェクトに向け、作業内容等が具体的に示されているか。	5
技術提案	評価項目の把握力、提案内容の独創性・実現性が示されているか。	30
プレゼンテーション能力	説明内容が論理的で分かりやすいものか。	10
小計		45

(4) 選定方法

- ① 審査委員会において、第二次審査における評価点の合計点数が最も高い者を優先交渉権者、次いで得点が高い者を次点候補者として選定する。
 - ② 第二次審査における評価点の合計点数が満点の6割に満たない参加希望者は選外とする。
 - ③ 第二次審査における評価点が高点となった場合の取り扱いは、次の順で得点の高い者を優先交渉権者とする。
 - (ア) 技術提案の評価点が高い者
 - (イ) 経済性の評価点が高い者
 - ④ 参加希望者が一者のみであった場合も審査を行い、最低基準点を上回った場合に優先交渉権者とする。
- (5) その他
- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。
 - ② 自己のプレゼンテーション及びヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）は認めない。
 - ③ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

10. 選定結果の通知

選定結果は、令和7年9月中旬頃に、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス宛に通知する。

なお、選考の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

11. 失格となる企画提案者

次に該当する参加希望者は失格とする。

- (1) 契約締結前に3の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) プロポーザルの公正な執行を妨げる不正行為が確認された場合。
- (3) 1つの企画提案者が複数の提案を行った場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されていた場合。

12. 契約の締結

優先交渉権者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合は、業務内容に基づく見積を徴取し、提案価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、この協議が不調に終わった時は、次点候補者と同様の協議を行うこととする。

1 3. 委託料

本業務に係る委託料は、業務完了後に一括して支払うこととする。

なお、「令和 7 年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業基本計画策定業務委託仕様書本仕様書」に定めがなくとも、業務履行上必要なことについては、受託者の負担にて実施すること。

1 4. 参加の辞退

参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、速やかに電話にて連絡し、併せて公募型プロポーザル参加辞退届（様式第 9 号）を提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはないものとする。